

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
1	募集要項	募集要項の位置付け	1	1	令和2年1月28日公開の「募集要項（案）及び要求水準書（案）【修正版】」に対する質問・回答」についても質疑回答内容として有効であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、公表資料の解釈の優先は、本事業契約、基本協定書、募集要項等質疑回答、募集要項等、募集要項（案）及び要求水準書（案）【修正版】に対する質問・回答となります。
2	募集要項	事業期間について	2	2 (5)	施設の供用開始時期は令和6年7月1日となっておりますが、令和6年7月1日までとの供用開始との認識でよろしいでしょうか。事業者の提案による供用開始時期の前倒しは認められますでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	事業期間	2	2 (5)	公募設置等計画の有効期間は18年間とあり、設置管理許可の期間10年以内とし1回の更新許可とありますが、10年で終了することもよいのでしょうか。（認定計画の有効期間内に許可申請をしなかった場合）	公募対象公園施設の業務期間は、本事業の事業期間としており、期間中は業務の実施が必要となります。
4	募集要項	事業期間	2	2 (5)	大規模修繕業務は貴市からの別途発注とすることで、公募設置等計画の有効期間を20年以上とすることは可能でしょうか。	認められません。
5	募集要項	実施期間	2	2 (5)	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、全国的に外出自粛等の要請が出ております。今年限りでなく、（季節性の可能性も含め）数年間継続的に同様の状況が続く可能性も考えられますが、そういった場合は募集及び選定のスケジュールを含め、柔軟に予定の時期を変更頂けるという理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスの影響を考慮し、日程を変更しました。詳細は募集要項【修正版】をご確認ください。
6	募集要項	事業方式	3	2 (6)	（仮称）東側広場及び（仮称）西側広場については、「市が設計及び建設を行い、（中略）事業者が維持管理・運営を行う」とありますが、事業者が維持管理・運営を要求水準を満たす範囲で業務を遂行していたにも関わらず、事故や施設の破損等が発生した場合や設計・建設段階での瑕疵が発見された場合のリスクは貴市により負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	整備等費用の負担	4	2 (6)	（表2-2 役割分担及び費用負担）によると、特定公園施設および行政資産の維持管理・運営の費用負担は貴市とありますが、上記質問等その他記載内容とに差異があるように思います。負担範囲について詳しくお示し頂けないでしょうか。	特定公園施設の維持管理・運営業務の費用は、「市が負担可能な費用負担の上限額」に含まれますが、「特定公園施設の整備に対して市が負担する費用の上限額」には含まれません。
8	募集要項	特定公園施設整備等費用の負担	5	3 (1)	特定公園施設の青森市の費用負担の上限額が9割負担として示されておりますが、その金額の根拠として想定している内訳、内容（施設、仕様、面積、延長、数量等）を教えてください。	お示しすることはできません。事業者の提案とします。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
9	募集要項	市による本事業の費用負担の上限額	5	3 (1)	<p>特定公園施設の整備費に対して市が負担する費用の上限額が「724,000千円」と明示されておりますが、他方、「市が負担する額は、設計の結果を踏まえて金額を精査した上で、市の積算額の9割を上限として決定する。」や「上記特定公園施設の整備に対して市が負担する費用の上限額は、現時点での市の積算額に対して9割となっている。」といった記載がございます。</p> <p>これは、実際に特定公園施設の設計が完了した時点で、改めてそれに基づき貴市が積算を行い、当該積算金額の9割をもって上限金額を設定し直すという意味でしょうか。つまり、「724,000千円」は事業契約締結後に修正される可能性があるということでしょうか。仮にそうでありましたら、特定公園施設整備に係る収支計画及び公募対象公園施設の収益計画が同整備直前まで定まらず、事業者の経営環境が著しく不安定な状況に置かれることとなりますのでご再考願えませんでしょうか。</p>	<p>上限額の設定については、ご理解のとおりです。また、上限額の積算方法については、原案のとおりとします。</p> <p>上限額724,000千円については、現在、市で想定している公園施設を整備した内容にて積算した額です。</p> <p>特定公園施設の整備に当たっては、国の社会資本整備総合交付金の活用を予定していることから、当該交付金の制度上、ご提案いただいた内容を踏まえ、市で再度積算を行い、その9割が本市の負担可能な上限額となります。</p>
10	募集要項	市による本事業の費用負担の上限額	5	3 (1)	<p>特定公園施設整備に対しての市側の負担する費用の上限額 724,000千円(税込み)で、青森市積算額の9割となっているとのことだが、市側の積算金額は804,440千円であり、事業者側の負担が80,440千円という理解でよろしいでしょうか。また実施設計における積算額が想定より低い場合も市側に査定で決定され総額から減額されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No.9の回答をご参照ください。</p>
11	募集要項	貴市負担上限金額について	5	3 (1)	<p>貴市に負担いただく金額の上限(事業費全体、特定公園施設整備費ともに)の税抜金額をご教示願います。</p>	<p>お示しすることはできません。</p>
12	募集要項	特定公園施設の整備に要する費用	5	3 (1)	<p>特定公園施設の整備に対して貴市が負担する額は、設計の結果を踏まえて金額を精査したうえで、市の積算額の9割を上限として決定するものとなりますが、事業者が提案した設計案に基づき、再度、貴市が積算した額の9割となるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	募集要項	社会資本整備総合交付金に関して	5	3 (1)	<p>「市が負担可能な費用負担の上限額」は、社会資本整備総合交付金が含まれた費用でしょうか。また万が一社会資本整備総合交付金が国から支給されなかった場合や市の想定額より減額された場合においても当該整備上限額は変更されず、貴市のリスク負担として整備財源を確保するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
14	募集要項	整備等費用の負担 公募対象公園施設等に関する事項	5 27 28	3 9 9 (1) (1) (2) ④ (カ) ⑦	<p>特定公園施設の整備に係る費用として724,000千円(税込み)が市の負担で、10年+11回更新分の指定管理業務の費用も含むとの理解で宜しいでしょうか。この場合、維持管理期間中の費用の1割以上の負担も事業者に望むということでしょうか。</p>	<p>市による本事業の費用負担の上限額11,463,000千円(消費税及び地方消費税含む)のうち、724,000千円(消費税及び地方消費税含む)は特定公園施設の整備のみに係る費用であり、特定公園施設の維持管理・運営費(指定管理料)は含まれません。</p>
15	募集要項	応募者の資格要件	8	4 (3)	<p>SPCの管理業務を担う者は「8頁 4(3)①(構成企業及び協力企業に共通の資格要件)」を満たしていれば、応募者になれるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、「構成企業及び協力企業に共通の資格要件」は7頁4(3)①に記載されています。</p>
16	募集要項	応募者の資格要件	7	4 (3) ① (ウ)	<p>担当以外の業務を他企業と連携し取組む計画としております。その予定企業が本事業の公告を受け、青森市競争入札参加資格審査申し込み手続きをしているところですが、青森市契約課より最短での登録が7月1日になるとの回答を受けております。6月19日が参加資格確認申請受付期限となっておりますが、第2回の参加資格確認申請受付期限までに資格認定が得られることでの条件付きで応募することは可能でしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を考慮し、日程を変更しました。詳細は募集要項【修正版】をご確認ください。</p>

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
17	募集要項	協力企業の参加資格要件	7	4 (3) ① (ウ)	施設全体の企画・設計業務に関わる協力企業の場合、青森市入札参加資格(委託)は必要でなくても宜しいでしょうか。入札参加資格が必要な場合、10月の公募提出迄の名簿登録は必須、参加表明時には無くても良いという認識で良いでしょうか。(契約課に問合せましたが、公募実施部署の判断になるとのご回答の為、質疑致します)※当社企業としては、一級建築士設計事務所の登録済です。	認められません。 第1回の参加資格確認申請時までには青森市競争入札参加資格審査認定業者に登録されている必要があります。
18	募集要項	応募者の資格要件	7	4 (3) ① (ウ)	今回のコンソーシアム組成にあたっては、高度で幅広い提案を求められているため、当該条項の資格に認定されていない企業でも、認定された者と同等以上と認められる企業の参加も認めて頂きたいことはできませんか。	認められません。
19	募集要項	応募者の資格要件	7	4 (3) ① (ウ)	「青森市競争入札参加資格等に関する規則 第5条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。」とありますが、市の「市競争入札参加資格審査申請」を行う際に運営業務を担う者は「部門名：スポーツ施設運営管理業務」で申請されていればよいのでしょうか。	青森市入札参加資格の認定がされていれば、部門は問いません。
20	募集要項	応募者の資格要件	7	4 (3) ① (ケ)	「選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が参加していないこと」とあり、ここでいう「資本面若しくは人事面において関連のある者」は募集要項p.6の定義が適用されるものと考えられますが、その場合、(一財)青森市スポーツ協会は応募者を構成することはできないのでしょうか。	認められません。
21	募集要項	アリーナ設計者の資格	7	4 (3) ② (イ)	アリーナを含む複合建築物の場合、共用部按分面積を含み5,000㎡以上であれば実績としてよろしいか?	ご理解のとおりです。
22	募集要項	アリーナ設計者の資格	7	4 (3) ② (イ)	共同体としての実績においては、出資比率等の条件はないものと考えてよろしいか?	ご理解のとおりです。
23	募集要項	特定公園施設設計者の資格	8	4 (3) ③	都市公園に類する空間、について、面積や整備施設など、具体的な基準等はいかがでしょうか?	面積については、0.25ha以上とし、整備施設については、都市公園法第二条第二項各号に規定する施設とします。
24	募集要項	アリーナ工事監理者の資格	8	4 (3) ⑥ (イ)	アリーナを含む複合建築物の場合、共用部按分面積を含み5,000㎡以上であれば実績としてよろしいか?	ご理解のとおりです。
25	募集要項	アリーナ工事監理者の資格	8	4 (3) ⑥ (イ)	共同体としての実績においては、出資比率等の条件はないものと考えてよろしいか?	ご理解のとおりです。
26	募集要項	維持管理業務を担う者の資格要件	8	4 (3) ⑦	屋内スポーツ施設に係るとは屋内スケートリンクも含まれますか。	ご理解のとおりです。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
27	募集要項	参加資格確認基準日について	9	4 (4) ①	参加資格確認申請は(第1回)と(第2回)がありますが、参加資格確認基準日は、どちらの申請の受付終了日になりますか。最終的な判断は、(第2回)になると思うので、その時点を基準日とすることを希望します。	参加資格確認基準日は、参加資格確認申請(第1回)受付終了日となります。ただし、参加資格確認申請(第2回)において追加・変更等がある場合、追加・変更等を行う者のみについては、参加資格確認申請(第2回)の受付終了日が参加資格基準日となります。なお、参加資格確認申請(第2回)は、公募対象公園施設の事前確認において、確認が認められなかったなどの理由による場合を想定したものであり、公募対象公園施設の事前確認に関する以外での追加・変更は認めません。
28	募集要項	参加資格確認基準日	9	4 (4) ①	[参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の受付終了日とする。]との記載から参加資格確認申請の受付(2回目)が確認日との理解でよろしいでしょうか。ご教授下さい。	No.27の回答をご参照ください。
29	募集要項	参加資格確認基準日	9	4 (4) ①	上記について1回目の時点においては貴市契約課の「競争入札参加資格審査申請書類様式2 2受付表」の提出でもよろしいでしょうか。ご教授下さい。	認められません。
30	募集要項	代表企業の交代	9	4 (4) ③	代表企業が資格要件を欠くに至った場合についても(ア)(イ)と同様に当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことは可能でしょうか。	認められません。
31	募集要項	特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者の資格要件	9	4 (3) ⑧	平成22年4月1日以降、都市公園(街区公園を除く。)又はそれに類する空間に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していますが、一部分の管理も含まれますか。	一部の設備等を対象としたものではない施設全体を対象とした包括的な維持管理の場合において、維持管理の実績として認めます。
32	募集要項	資格要件	9	4 (3) ⑧	『特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担うものは都市公園又はそれに類する空間に係る維持管理業務の元請け実績を有すること』とありますが、大規模な公開空地や浄水場、下水処理場、美術館等の公共施設等の実績でもよろしいでしょうか。	都市公園法第二条第二項各号に規定する公園施設又はそれに類する空間であり、屋外施設を対象とした維持管理業務の実績をお示しください。よって、屋外であれば大規模な公開空地は該当しますが、浄水場、下水処理場、美術館といった建築物の公共施設は該当しません。併せて、No. 23の回答をご参照ください。
33	募集要項	資格要件	9	4 (3) ⑧	2年以上の維持管理業務の元請実績とありますが、継続2年以上ではなく、単年度契約でも2年以上の実績があれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	単年度契約の場合、連続して2年度以上とします。
34	募集要項	参加要件等	9	4 (3) ⑧	特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者の資格要件について、「都市公園(街区公園を除く。)又はそれに類する空間に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。」とありますが、下記についてはすべて含まれるという理解でよろしいでしょうか。 【住区基幹公園】 近隣公園、地区公園 【都市基幹公園】 総合公園、運動公園 【大規模公園】 広域公園、レクリエーション都市 【国営公園】 【緩衝緑地等】 特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道	以下のうち、面積が0.25ha以上のものが含まれます。 【住区基幹公園】 近隣公園、地区公園 【都市基幹公園】 総合公園、運動公園 【大規模公園】 広域公園、レクリエーション都市 【国営公園】 【緩衝緑地等】 特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
35	募集要項	参加要件等	9	4 (3) ⑧	<p>特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者の資格要件について、「都市公園(街区公園を除く。)又はそれに類する空間に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。」とありますが、ここでいう「維持管理業務の元請実績」とは、下記(ア)～(ク)のいずれか1以上の業務における実績を有せばよいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【維持管理業務】 (ア) 建築物保守管理業務、(イ) 建築設備保守管理業務、(ウ) 備品等保守管理業務、(エ) 衛生管理業務、(オ) 警備業務、(カ) 緑地・広場等保守管理業務、(キ) 除雪業務、(ク) 修繕・更新業務</p>	No. 31の回答をご参照ください。
36	募集要項	参加要件等	9	4 (3) ⑧	<p>特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者の資格要件について、「都市公園(街区公園を除く。)又はそれに類する空間に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。」とありますが、ここでいう「それに類する空間」について例示下さい。例えば、「●●総合運動公園」という名称ではあるものの、都市公園ではなく体育施設として扱われている施設も「それに類する空間」としてお認めいただけるという理解でよろしいですか。</p>	「それに類する空間」については、都市公園でなくとも、面積が0.25ha以上であり都市公園法第二条第二項各号に規定する公園施設に類する空間です。
37	募集要項	参加要件等	9	4 (3) ⑧	<p>特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者の資格要件について、「都市公園(街区公園を除く。)又はそれに類する空間に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。」とありますが、ここでいう「それに類する空間」にあたるかを応募者が判断できる明確な基準をお示し頂けませんでしょうか。明確な基準が無い状態で民間事業者が独自に判断を行い、参加資格確認申請を行い、失格となり事業参画機会を失うリスクは民間事業者には過大であると考えます。また貴市が広く民間事業者より提案を受け付ける機会を損失するリスクも過大ではないでしょうか。</p> <p>【お示し頂きたい基準等の例】 規模による基準：都市公園のうち、住区基幹公園(街区公園を除く近隣公園・地区公園)の標準的な規模に鑑み、2ha以上の公園であること ※本質問に対する回答については、「募集要項等に関する質問への回答(第1回)」に先行して公表頂けませんでしょうか。コンソーシアム組成の判断に必要な要件であるため、できるだけ早い段階でのご回答をお願いします。</p>	No.36の回答をご参照ください。
38	募集要項	体育館(競技可能な床を有する施設)⇒屋内スポーツ施設	9	4 (3) ⑨	<p>体育館から屋内スポーツ施設という表現に変えた理由をご教示願います。</p>	<p>体育館としての機能だけでなく、アリーナとして複合的な機能を有し、多様な催事の運営を想定していることから、屋内スポーツ施設としました。</p>
39	募集要項	運営業務を担う者の資格要件	9	4 (3) ⑨ (ア)	<p>屋内スポーツ施設に係るとは屋内スケートリンクも含まれますか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
40	募集要項	運営業務を担う者の資格要件	9	4 (3) ⑨ (イ)	<p>コンサート等とはスケートのアイスショーも含まれますか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
41	募集要項	青森市アリーナの運営業務を担うものの資格要件	9	4 (3) ⑨ (イ)	<p>エンターテインメントの開催実績の内容は、様式集(2-12)の開催形態に列挙されている『興行主催・共催/興行誘致/場所貸し』のいずれかの内容ということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
42	募集要項	募集手続きに関する事項	11 22	(2) (4) ⑫	<p>新型コロナウイルス感染症に対する政府の緊急事態宣言ならびに自粛要請を受けて、4月以降、出張ならびに3密回避のための打合せが禁止され、コンソーシアム組成及びコンソーシアム内打合せに支障をきたしており、検討が進んでいないのが実情です。現状の募集・選定スケジュールにキャッチアップすべく尽力する所存ではありますが、参加資格確認申請受付を含む以後の予定を延期頂くなど、募集・選定スケジュールの見直しのご配慮を賜りますと幸甚に存じます。</p> <p>なお、他の自治体におかれましても、PFI事業の選定スケジュールの見直しを実施されている事例がございますので、参考に掲出致します。</p> <p>○厚木市ふれあいプラザ再整備事業PFI 1月31日入札公告済 提案書類受付 6月22～23日を8月24～25日に2か月延期</p> <p>○富士市総合体育館整備・運営事業PFI 募集要項の公表 4月下旬を8月上旬に延期 提案の提出締切 9月を12月中旬に延期</p> <p>○石川県かほく市総合体育館整備・運営事業PFI 要求水準書案の公表 4月下旬予定を当面の間延期</p>	No.5の回答をご参照ください。
43	募集要項	募集手続きに関する事項	11	(2) ⑫	<p>弊社は、東京都に本社を置いております。4月7日に発出された新型コロナウイルス感染拡大防止に係る「緊急事態宣言」を受け、その解除に至るまで、原則「全社員在宅勤務」を実施しており、不要不急の出張禁止、多人数の打合せ禁止、原則Webでの会議となっております。この為、コンソーシアムの打合せも思うように実施出来ず、ご指定の募集・選定スケジュールに対応することが極めて困難な状況となっております。発注者様へ良い提案を提出したいとの意欲は他社に負けるものではないと自負するものであり、又、全社を挙げて取組む所存でございますので、現下の状況を御理解いただき、募集・選定スケジュールの見直し（期間延長又は募集延期等）をご検討頂きます様宜しくお願い申し上げます。</p>	No.5の回答をご参照ください。
44	募集要項	募集手続きに関する事項	11	(2) ⑫	<p>新型コロナウイルスの影響下で本事業のスケジュールに対応することが非常に難しい状況となっております。複数グループでの競争環境を維持するためにも6月19日締切の「参加資格確認申請の受付（第1回）」からスケジュールをご変更頂けないでしょうか。</p>	No.5の回答をご参照ください。
45	募集要項	募集及び選定のスケジュール	11	(2)	<p>新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令等の影響により、今後コンソーシアム企業間の協議等に時間を要することが予想されます。募集及び選定のスケジュールの延伸をご検討いただけないでしょうか。</p>	No.5の回答をご参照ください。
46	募集要項	募集手続きに関する事項	11	(2)	<p>今般の新型コロナウイルス感染症対策により、緊急事態宣言が拡大され各企業間で打合せができない状態が続いています。提案書の提出までのスケジュールを数ヶ月延ばしていただくことはできませんか。</p>	No.5の回答をご参照ください。
47	募集要項	募集手続きに関する事項	11	(2)	<p>また、募集要項にありませんが計画段階のスケジュールによると、アリーナ本体の整備は2025年に本県で実施される国民スポーツ大会及びその前年度に実施されるリハーサル大会を念頭に置きながら進めるとなっています。もし今年開催予定の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が昨今の影響により延期となった場合の、アリーナプロジェクトのスケジュールに及ぼす影響は考えられますでしょうか。</p>	現時点での回答は困難です。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
48	募集要項	募集及び選定のスケジュール	11	5 (2)	新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出されており、移動等も自粛の中、プロジェクトを推進するための各種会議体開催・協議に大きな影響が出てきております。社内手続きを含め、6月18日（木）～6月19日（金）の参加資格確認申請の受付に間に合いそうにありません。他地区の事例等も鑑み、今後の募集スケジュール（参加確認申請の受付以降の日程）を2～3ヶ月延ばしていただけないでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
49	募集要項	募集スケジュール	11	5 (2)	募集要項等の公表から提案書提出まで一般的に考えて十分な日程を示して頂いていますが、新型コロナウイルスの影響で当面はコンソーシアム会議を開催できない状況が続くと思われます。募集スケジュールにおいて、新型コロナウイルスの影響により、提案書提出の期限等を延期して頂けないでしょうか。貴市に指名参加を出していない企業が新型コロナウイルスの影響で業務が止まっており、参加資格確認申請までの指名参加申請が間に合わない恐れもありますので、参加資格確認申請（6/18・19）につきましても延期して頂くことは可能でしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
50	募集要項	募集及び選定のスケジュール	11	5 (2)	新型コロナ感染対策の影響でSPC各社間での打合せや協議の場が制限され、予定されているスケジュールに間に合わなくなる場合が予想されます。国等の自粛要請期間に合わせてスケジュールの見直しをして頂く事は可能でしょうか。また、1月上旬に優先交渉権者を公表し、同月末までに仮契約を結ぶことは不可能ではなく、更に、仮契約の締結を3月議会に間に合うギリギリのタイミングまで遅らせることができれば、その分の期間、短縮が可能になると考えます。このことから、可能であれば東京都の自粛規制が解除されるまでの期間、または少なくとも最低1ヵ月程度の期間を延長する措置を取ることはできませんでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
51	募集要項	公募スケジュールについて	11	5 (2)	現在のコロナウイルス感染症の情勢等々により、グループ構成予定である各企業様との打合せが滞っている状況が続いています。つきましては可能であれば検討期間を確保する為に公募スケジュールの見直しをお願いしたく記載致しました。ご検討の程宜しくお願い致します。	No.5の回答をご参照ください。
52	募集要項	募集及び選定のスケジュール	11	5 (2)	（表5-1 スケジュール）が示されておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応に伴う外出自粛等による企業活動の縮小状況等にも配慮し、参加資格確認申請の受付（第1回）の期日を含めて、それ以降の募集及び選定のスケジュールを貴市のみならず全国の状況に配慮して見直しいただけないでしょうか。貴市内企業と特定警戒都道府県内企業を含む全国の企業により構成される応募者が多く応募を検討されていると想定しており、十分な検討を行うことが困難な状況であるものと思慮します。	No.5の回答をご参照ください。
53	募集要項	募集及び選定のスケジュール	11	5 (2)	（表5-1 スケジュール）が示されておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応に伴う外出自粛等に配慮し、状況により参加資格確認申請（第1回）、状況により参加資格確認申請（第2回）、個別対話（第1回）、個別対話（第2回）、提案書の受付等の時期について現在、及び今後の状況により柔軟に延長などのご検討を頂きたい。	No.5の回答をご参照ください。
54	募集要項	募集及び選定のスケジュール	13	5 (2) ⑤ (ア)	新型コロナウイル拡大により、各企業間の打ち合わせができない状況であるので、参加資格確認申請以降の日程を3ヶ月程度後倒しできないか。	No.5の回答をご参照ください。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
55	募集要項	参加資格確認申請の提出方法について	13	5 (2) ⑤ (ウ)	提出方法を書留郵便とした場合、受付期間は消印日をもって判断していただけますか。	認められません。 書類提出は、受付終了日までの必着とします。
56	募集要項	公募対象公園施設等の事前確認(第1回)	14	5 (2) ⑦	応募者が提案を想定している公募対象公園施設及び利便増進施設の提案内容の事前確認を行うとありますが、確認を行う際の基準があればお示しください。	都市公園法、都市公園施行規則、都市公園施行令といった関係法令や、国交省都市局公園緑地・景観課の「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」、(一社)日本公園緑地協会出版の「Park-PFI活用の手引き」第2章を参考に確認を行っていきます。
57	募集要項	募集及び選考のスケジュールについて	14	5 (2) ⑦ ⑨	当該事前確認申請については、「⑤参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知(第1回)」を受けたいと申請することはできないという理解でよろしいでしょうか。それとも、「⑩参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知(第2回)」を受けることを前提に、⑤を受けておらずとも、申請することは可能なのでしょうか。	「⑤参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知(第1回)」を受けたいと申請することはできません。
58	募集要項	個別対話(第1回)	15	5 (2) ⑧ (キ)	応募者のノウハウ等に関らない事項についても、個別対話の結果は公表されないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	募集要項	個別対話	15	5 (2) ⑧	個別対話(第1回)に貴市より参加される方(選定委員会の出席有無等)をご開示ください。議題設定の参考にしたいと考えています。	本市からの参加は、市の関係課職員及びアドバイザーとして(株)日本経済研究所と(株)昭和設計を予定しています。
60	募集要項	公募対象公園施設等の事前確認(第2回)	15	5 (2) ⑨	応募者が提案を想定している公募対象公園施設及び利便増進施設の提案内容に追加及び変更等がある場合について、事前確認を行うとありますが、追加及び変更等がない場合は第2回事前確認は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	募集要項	個別対話	16	5 (2) ⑩	個別対話(第2回)に貴市より参加される方(選定委員会の出席有無等)をご開示ください。議題設定の参考にしたいと考えています。	No.59の回答をご参照ください。
62	募集要項	参加資格確認申請(第2回)	17	5 (2) ⑪	参加資格確認申請(第1回)で市の確認を受けた者以外に追加及び変更等がある場合、下記のとおり参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならないとありますが、追加及び変更等がない場合は第2回の参加資格申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	募集要項	SPCの設立	20	5 (3) ⑦ (イ)	「SPCの本店は、事業契約期間中継続して青森市内に置くこと」とありますが、施設引渡し後に本店所在地を(仮称)青森市アリーナ内にすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
64	募集要項	契約保証金	20	5 (3) ⑫	契約保証金の納付に代えて、履行保証保険等の保険による対応でも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《募集要項》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質 問	回 答
			頁	項		
65	募集要項	公募対象公園施設等に関する事項	27	9 (1) ④ (エ)	「認定計画提出者（事業者）は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置及び管理を行う。」とございますが、事業者が、公募対象公園施設の設置及び管理を行う構成企業又は協力企業に当該設置又は管理業務を包括的に業務委託する方法によってこれを行うことも差支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	募集要項	公募対象公園施設等に関する事項	27	9 (1) ④ (エ)	募集要項(案)に記載されていた「なお、公募対象公園施設の設置又は管理を行う事業者、構成企業又は協力企業は、都市公園法第5条の8に基づく市の承認を受けることにより、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。」の一文が削除されておりますが、もとより都市公園法に係る法定事項でありますことから特段の記述を見送ったに過ぎず、当該地位の承継は依然として可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項20頁(3)⑦に記載のとおり、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位は、事業者（SPC）のみに承継していただくこととなります。認定計画提出者から構成企業又は協力企業への承継は認めることができません。
67	募集要項	計画の認定に基づく地位の承継	27	9 (1) ④ (エ)	募集要項(案)にございました、認定計画提出者が有していた計画の認定の基づく地位を、市の承認を受けることにより、事業者、構成企業又は協力企業が地位承継できるとの内容が、募集要項では無くなっておりますが、この地位承継は、募集要項の第2段落における、変更が必要となる場合の変更認定にまとめられ、この変更認定による対応により引き続き可能であると理解してよろしいでしょうか。	No. 66の回答をご参照ください。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《様式集》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
1	様式集	提出要領	2	2 (3)	SPCの管理業務（財務系総務業務）を担う者として本事業に参画する場合、参加資格確認申請の提出書類は、様式番号2-1、2-2、2-4、2-13の4点及び様式2-5～2-12の共通添付資料（会社概要等）という認識でよろしいでしょうか。 参加資格確認申請書の提出も必要な場合、どの様式で提出すべきかご教示ください。	（様式2-13）参加資格に関する書類（その他業務を担う者）を追加しましたので、様式集【修正版】をご確認ください。
2	様式集	様式2-2 応募者グループ構成表	10	様式2-2	様式集には1枚に2企業の記載例が記載されておりますが、代表企業のみで1枚、構成企業、協力企業は複数社で応募する場合でも、ともに1枚に1企業記載での提出としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集	（様式2-2） 応募者グループ構成表	10		（様式2-2）応募者グループ構成表の書式が連名で捺印が必要な書類となっております。連名押印だと、企業間の押印に相当の期間を要するため、1社ずつ別紙に分割していただけないでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
4	様式集	様式2-4	13		様式は代表企業用となっておりますが、構成企業の代表者より、担当部責任者への委任に使用することは可能でしょうか	認められません。
5	様式集	様式2-5 ～12 参加資格確認申請書	14～21		全業務の書類について ※1 実績の有無に関わらず、設計に当たる者全てが～。 とありますが、「設計」部分は、各業務ごとの業務名として解釈してよろしいですか。	当該箇所を各業務名に修正しましたので、様式集【修正版】をご確認ください。
6	様式集	参加資格に関する書類 （青森市アリーナの設計業務を担う者）	14～21	様式2-5～2-12	※4 ※5 各様式の注意事項※4または※5に「応募者確認欄に○をつけること」と記載がございますが、どの提出資料の「応募者確認欄」を指されておりますでしょうか。	当該箇所に「応募者確認」欄を追加しましたので、様式集【修正版】をご確認ください。
7	様式集	様式2-5 ～12 参加資格確認申請書	14～21		※4（様式2-12においては※5） 「応募者確認」欄に「○」をつけてください。 とありますが、「■添付書類」欄の各書類の番号に○をつけるということではよろしいですか。	No. 6の回答をご参照ください。
8	様式集	参加資格に関する書類 （青森市アリーナの設計業務を担う者）	14～21	様式2-5～2-12	添付資料 様式2-5～様式2-12におきまして、同じ企業が複数の業務を担当する場合、添付書類の「共通1～5」は1部のみ提出としてよろしいでしょうか。	1部のみ提出で構いませんが、添付資料を省略する様式については、省略する旨を記載してください。
9	様式集	参加資格確認申請書： 参加に関する書類 （添付書類）	14～21	様式2-5～2-12	建設業務と維持管理業務を担う者が同一の場合においても添付書類は各業務ごとに提出する必要がありますか。	No. 8の回答をご参照ください。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《様式集》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
10	様式集	様式2-5 ～12 参加資格確認申請書	14～21		全業務の書類について ■添付書類 業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、～）との記載が御座いますが、「コリンズ」を添付書類として業務実績を証明できる資料と認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、5,000m ² 以上等の工事実績を確認できない場合がありますので、その場合は不足部分を確認できる書類を提出してください。なお、工事以外の業務実績として証明できる書類としては認めません。
11	様式集	様式2-6, 8, 11 参加資格確認申請書 (募集要項8頁4(3)③ ⑤⑧ 特定公園施設の資格要件)	15 17 20		各ページの業務実績内容欄に「都市公園の種類」とありますが、各々の業務の募集要項における資格要件では、「～都市公園（街区公園を除く。）又はそれに類する空間～」とありますので、都市公園に限定しない募集要項の要件を満たす空間を記載してもよろしいですか。	都市公園でなくとも、面積が0.25ha以上であり都市公園法第二条第二項各号に規定する公園施設に類する空間であれば、記載可能です。
12	様式集	参加資格に関する書類(青森市アリーナの建設業務を担う者)	16～20	様式2-7～2-11	※1 「『設計』に当たる者全て」との記載ですが、『建設』に当たるもの全てと読み替えてよろしいでしょうか。(様式2-8～様式2-11まで同様)	No. 5の回答をご参照ください。
13	様式集	様式2-7 参加資格確認申請(建設業務)	16		■添付書類 8 で「配置する監理技術者の雇用関係がわかるものの写し」とありますが、建設工事は、設計業務が終了してからの着手となるので、参加資格申請時点では、本書類は時期尚早と思われるため削除して頂けませんでしょうか。	■添付書類 8 は「配置する監理技術者の雇用関係がわかるものの写し」は配置予定者と読み替え、提出してください。
14	様式集	参加資格に関する書類(青森市アリーナの運営業務を担う者)	21	様式2-12	イベントの内容 開催形態 エンターテインメントの開催実績の内容は、様式集(2-12)の開催形態に列挙されている『興行主催・共催/興行誘致/場所貸し』のいずれかの内容を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式集	様式2-12 参加資格に関する書類(青森市アリーナの運営業務を担う者)	21		※1 実績の有無に係らず、設計に当たる者全てが個別に本様式を作成してください。とありますが、設計に当たる者ではなく運営に当たる者でしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
16	様式集	様式2-12 参加資格に関する書類(青森市アリーナの運営業務を担う者)	21		※5 ※5の「応募者確認欄」はどこにありますでしょうか。ご教示ください。	No. 6の回答をご参照ください。
17	様式集	様式2-12	21	様式2-12	様式2-12に記載されている「※6 添付書類5は、最近1年間の未納がないことが証明できるものを添付してください。」についてはそれぞれ完納証明書の提出でよろしいでしょうか。また、貴市に事業所が存在する場合については貴市の完納証明書も必要との理解でよろしいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解のとおりです。
18	様式集	維持管理・運営業務に係る光熱水費内訳書	75	様式10-5	本事業において、維持管理・運営における光熱水費を算出するのは、事業初年度ということとを考慮すると、非常に困難であると考えますので、貴市において規模や仕様、利用等の類似の都市公園等の実績値をご教授いただけないでしょうか。	お示しすることはできません。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業者選定基準》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質 問	回 答
			頁	項		
1	事業者選定基準	参加資格の確認 事業遂行能力の確認 について	4	3 (2) ①	新型コロナウイルスの影響で、直近の決算期の業績が悪化しているケースが予想されます。 その場合の救済措置等を考慮していただくことはできませんか。	認められません。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《その他》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
1	—	県有地	—		県有地側の将来計画をどのように想定すれば良いですか？	隣接する県有地は、現状のままであることを前提で提案してください。
2	—	緑化基準	—		当敷地が緑化の重点地区に該当しますが、規制事項や必要な対応事項があれば教えて下さい。	当該地区は、青森市緑の基本計画において、緑化重点地区に位置付けられておりますことから、緑化重点地区の基本方針に基づき提案してください。
3	—	公表資料の優先順位について	—		公表資料（募集要項、要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、質疑回答書等）におきまして、疑義が生じた場合の優先順位をご教授ください。	事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合の解釈の優先については事業契約書（案）第10条に記載しております。
4	—	CADデータ	—		対象敷地測量図のCADデータをいただけないでしょうか？	追加の関連資料として、令和2年6月8日（月）～12日（金）17時までに青森市役所駅前庁舎経済部地域スポーツ課で電子データを配布します。
5	要求水準書	鉄道敷地について	15	2 (2) ② (ウ) b	「鉄道敷地」とはどの範囲か、資料1事業箇所平面図にお示してください。	追加の関連資料として、令和2年6月8日（月）～12日（金）17時までに青森市役所駅前庁舎経済部地域スポーツ課で電子データを配布します。
6	要求水準書	駐車場	15	2 (2) ② (ウ) b	配置に関し、「鉄道敷地付近」とありますが、鉄道敷地とは、青い森鉄道線路沿いだけでなく、JR貨物敷地を含んでいると考えてよろしいでしょうか。	追加の関連資料として、令和2年6月8日（月）～12日（金）17時までに青森市役所駅前庁舎経済部地域スポーツ課で電子データを配布します。
7	要求水準書	基礎構造	21	2 (3) ② (イ) b	「液状化等の発生の可能性を予測し、適切な措置を講ずること」とございますが、現在お示しいただいた地質調査結果（抜粋）には液状化判定に必要な情報が不足しております。報告書の全部をご提示いただけませんか。	追加の関連資料として、令和2年6月8日（月）～12日（金）17時までに青森市役所駅前庁舎経済部地域スポーツ課で電子データを配布します。
8	要求水準書	構造計画の要求水準【資料-2】地質調査結果	21	2 (3) ② (イ)	添付資料-2のボーリング柱状図を見ますと、土質サンプリング及び各種土質試験が実施されているものと推察されますが、これらの結果をご提示頂けないでしょうか。また、試験が未実施の場合は、受注者にて今後実施するものとして調査費用を見込む必要がありますでしょうか。	追加の関連資料として、令和2年6月8日（月）～12日（金）17時までに青森市役所駅前庁舎経済部地域スポーツ課で電子データを配布します。